相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川五丁目一一八番地、最後の住所東京都文京区大塚四丁目一八番一号くすのきの郷　被相続人　亡　佐藤　保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町平林二一七二番地、最後の住所山梨県南巨摩郡富士川町小林一六五六番地一　被相続人　亡　深沢　万

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字師崎字新町一一番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　神谷　信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

事務所愛知県知多市新知字樋之口四番地の一朝倉ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中井　將嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市坂井字打越一二番地一、最後の住所愛知県常滑市坂井字打越一二番地の一　被相続人　亡　伊藤　元夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

愛知県東海市大田町後田二一二番地一太田川ビル二〇五号太田川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　亮次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市新牧野町五七六番地、最後の住所大阪府堺市北区長曽根町五四五番地一八エクセル新金岡七一一号　被相続人　亡　山田　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館一〇階

相続財産管理人　中西　基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市加古川町木村四九七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川ノ上順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地

相続財産管理人　谷林　一憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区七条御所ノ内本町二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村口　サク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

鳥取県鳥取市倭文二三三番地六

相続財産管理人　森田　松雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町貞光字白村三一〇番地、最後の住所徳島県美馬郡つるぎ町貞光字白村二九九番地二　被相続人　亡　石本　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南九三番地二

相続財産管理人　加島　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市中村天神橋五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　江間　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

事務所高知市越前町二丁目七番二号

相続財産管理人　山崎　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区大字乙丸七七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野口　光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

北九州市小倉北区大手町一一番三号

相続財産管理人　弁護士　阿部　哲茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市芦刈町三王崎一〇二三番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡瀬　嘉明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十八日

佐賀県佐賀市愛敬町一二番一五号愛敬マンション一階

相続財産管理人　司法書士　山口　敏弥

無縁墳墓等改葬公告

寺院墓地改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年九月十八日

一　墳墓等所在地　宮城県仙台市宮城野区榴岡五―一二―二

一　墳墓等の名称　慈恩寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　宮城県仙台市宮城野区榴岡五―一二―二　慈恩寺住職　樋口　法生

任意清算公告

当社は、平成二十七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月十八日

神奈川県海老名市上郷一丁目二三番五五号

合資会社碓井縫製工業所

代表社員　碓井　貞男

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型企業年金制度は企業年金基金へ移行することにより、平成二十七年七月一日、厚生労働大臣により終了の承認があったものとみなされましたので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十八日

福岡県北九州市戸畑区大字戸畑四六四四番地二四号

日鉄住金物流八幡株式会社企業年金制度

清算人　清田　大介